

1 個人所得課税・資産課税

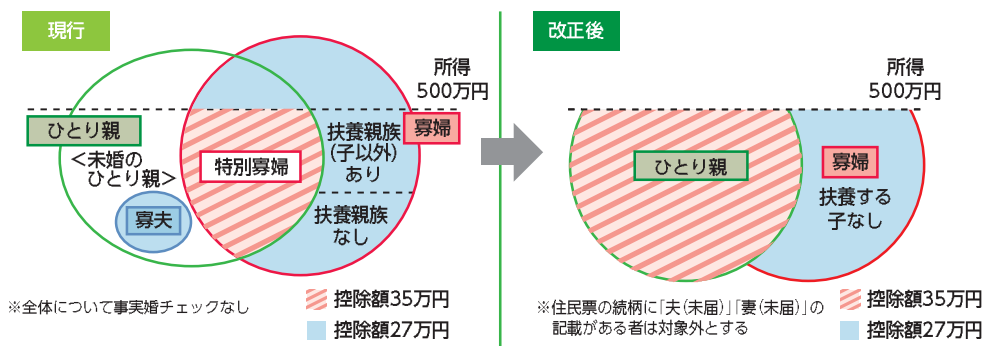
(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

○これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦(夫)控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。そこで、今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)を適用することとします。
- ②上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(所得500万円(年収678万円)以下)を設けることとしました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。

【全てのひとり親に同様の控除が適用されます】



【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

		現行				改正後							
寡婦(寡夫)控除		配偶関係		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親	
		合計所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
本人が女性	扶養親族	有	子	35	27	35	27	35	27	35	27	35	
			子以外	27	27	27	27	27	27	27	27	-	
			無	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本人が男性	扶養親族	有	子	27	-	27	-	27	-	27	-	27	
			子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※合計所得金額500万円=年収678万円

※個人住民税についても同様の改正を行います(ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円となります)。上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすることとします。

※令和2年分以後の所得税について適用します。個人住民税については令和3年度分以後について適用します。